

自治会(町内会等)の負担軽減のため、市が配布する 広報物の要・不要が選択できるようになります

※今市コミセンからの配布物は従来どおり紙での配布となります。

令和7年10月から、市が配布する広報物は、
市のホームページでご覧いただけるようになっています。
これをふまえ、



令和8年4月からの市が配布する広報物は、

これまでどおり
紙での配布が必要

それとも

紙の配布は
要らない

の選択が世帯ごとにできますので、各世帯でご検討ください。
不要とした場合、紙で必要な広報物はコミセン
または市役所まで取りに来ていただくこととなります。



年度末までに結果を各町内でとりまとめていただき、
新年度の自治委員の報告に併せて報告していただきます。



【質問と回答】

問：市が配布する広報物とは？

答：次のものです。

①全戸配布しているもの

広報いずも、市議会だより、市税だより、
ごみ収集カレンダー、しまねの赤十字、
フォトしまね、社協だよりいずも 他

②町内回覧しているもの

広報しまだい、県立大学広報誌、防犯しま
ね、しまねまごころバンクだより 他

問：年度途中で紙の広報物の要・不要を変更
してもいいですか？

答：変更できます。自治会の代表者を通して
コミュニティセンターへ連絡してくださ
い。

問：紙の広報物が欲しい時は、どこに取りに
行けばいいですか？

答：コミセンまたは市役所等に置いてありま
す。

問：配布物ごとの選択はできますか？

答：できません。全配布物一括での選択とな
ります。ごみ収集カレンダー等必要なも
のがあれば、コミセンまたは市役所等ま
で取りに来ていただくこととなります。

問：デジタル回覧板に移行しないといけませ
んか？

答：広報物を見る手段を増やしただけです
ので、必ず移行する必要はありません。各世
帯が見やすい方法を選んでください。